

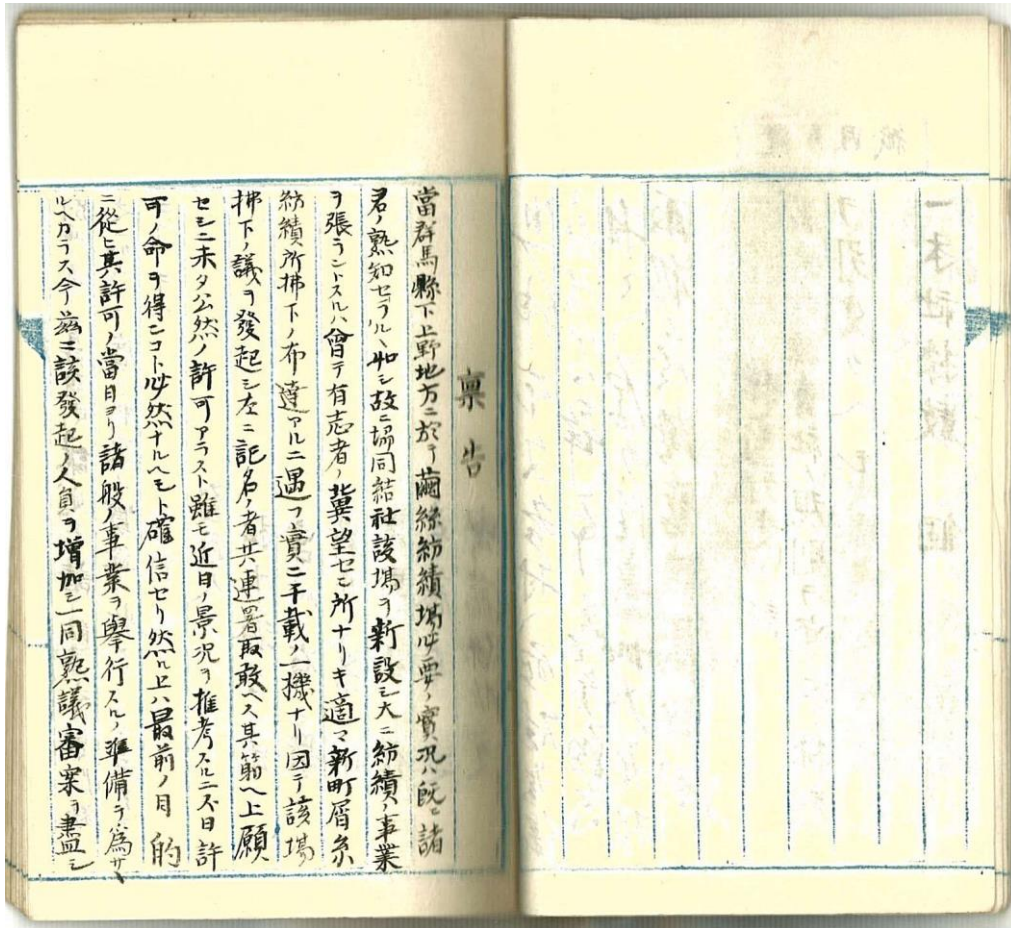
⑳ 〔通達〕（屑糸紡績会社払下ノ儀ニ付）

明治15（1882）年12月22日

明治13年政府は工場払下概則を出し、官営の鉱山・工場の民間への払い下げを進めます。それに伴い県内で新町屑糸紡績所を民間へ払い下げようとする動きが起こりました。この史料には、松本源五郎・宮崎有敬・星野長太郎ら県内の主な蚕糸業者を中心に、河瀬秀治（県令）・速水堅曹も加わって絹糸紡績会社を設立し、これを母体とする会社への払い下げを願い出たことが書かれています。しかしこの計画は頓挫し、明治20年に三井の三越得右衛門が払い下げを受けることになりました。

群馬県・根岸孝一家文書 P8419 No.1288

前略



稟告

當群馬縣下野地方ニ於テ繭絲紡績場必要ノ實況ハ既ニ諸君ノ熟知セラルル也故ニ協同結社該場ヲ新設シ大ニ紡績ノ事業ヲ張ラントスルハ會テ有志者ノ冀望セシ所ナリキ適ニ新町屑糸紡績所払下ノ布達アルニ過ラズ實ニ千載ノ一機ナリ因テ該場ヲ下議ヲ發起シ左ニ記名者共連署取敢ヘス其筋ハ上願セシニ未タ公然ノ許可アラズト雖モ近自ノ景況ヲ推考スルニ日許可ノ命ヲ得ニト必ズ然ルヘト確信セリ然レハ目前ノ目的ニ從ヒ其許可ノ當日ヨリ諸般ノ事業ヲ舉行スルハ準備ヲ爲サレハカラス今茲ニ該發起ノ人自ラ增加ニ同歎議審案ヲ盡シ

別冊通、會社規則、議定セリ、請フ諸君之ヲ、熟閱精々
之ニ加入シテ、廣ク將來ノ實益ヲ收メ、ニシテニ盡カアラ
ニシテ

發起人

松本源五郎
宮崎有敬
新井系作
久野小作
武藤幸逸
齋藤孫佐久

村山利作
折原秀二郎
金子常七
大塚半造
山田平八郎
真下珂十郎
星野長太郎
星野耕作
山口六平
反所覺彌

加盟

内田源六郎
井本八郎
岡田三郎
星野周次郎
石原傳兵衛
早川憲次郎
河瀬秀治
速水堅曹

新町屑糸紡績會社創立事務假假招人
屑糸紡績會社創立事務假假招人

宮崎有敬
松本源五郎

繭絲紡績會社設立後負撰譽迄、若ク者、會社創立
事務取扱候條、該事ニ關スル諸件ハ、總テ右兩人ニ對シ
御照會可被下候

但假事務前攝北曲輪町之拾九番地ニ於テ取扱候